

宇部市新庁舎広告付行事予定デジタルサイネージ設置業務 仕様書

1. 一般事項

- (1) 業務名 宇部市新庁舎広告付行事予定デジタルサイネージ設置業務
- (2) 設置場所 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市新庁舎1期棟及び2期棟（別紙「配置図」参照）
- (3) 業務期間 供用開始日（令和7年8月上旬予定）から
令和12年3月31日まで
（ただし、市と事業者間で合意したときは、期間を延長することができるものとする。）

2. 業務内容

行事予定又は民間企業の広告等を表示することができるデジタルサイネージ（以下「サイネージ」という）及び1期棟1階 総合案内に表示する媒体（以下、「表示媒体」という。）を設置し維持管理を行うとともに、行事予定システムの運用環境の整備及び保守、広告枠に表示する広告主の募集等、広告にかかわる業務を行う。

なお、配置図に記載のとおり、①の箇所には行事予定サイネージの設置のみとする。

3. 機器の仕様等

(1) サイネージ

- ① 画面サイズは次の規格とする。
- ・ 55型以上縦置き
 - ・ 配置図④の2枚、及び配置図③に2枚を並べて設置する際は、幅1,400mm程度、高さ1,800mm程度（スタンド部を含む）に収まるものとする。なお、市が購入する行事予定サイネージと広告サイネージを区分することから、一体化した躯体として製作・設置をしないこと。
- ② 本体の角や縁が鋭利にならないよう加工すること。
- ③ スタンドはキャスター付きとし、移動が可能であること。
- ④ 庁舎施設に負担の少ない方法で設置するとともに、地震等の際に落下や転倒しないよう十分な対策を講じること。
- ⑤ 周囲と調和のとれたデザインとし、庁舎の景観を損なわないこと。（市と協議の上、決定すること。）
- ⑥ 電気はAC100Vを使用し、電源の入切は開庁日の使用に支障がないようにタイマー等での自動制御が可能であること。時間は別途調整とすること。
- ⑦ データ配信用のインターネット回線は、携帯端末を使用し無線とすること。

(2) 表示媒体

- ① 提案とし、仕様を明示すること。
- ② 庁舎施設に負担の少ない方法で設置するとともに、地震等の際に落下や転倒しないよう十分な対策を講じること。
- ③ データ配信用のインターネット回線を用いる場合、又は別の行事予定サイネージとミラーリングをする場合は無線とすること。

4. サイネージ及び表示媒体に表示する情報

(1) 行事予定サイネージ及び表示媒体

- ① 1期棟及び2期棟の会議室及び各種貸出スペース等、当日の行事予定を表示できること。
- ② 情報は市職員及び別途指定する管理者等で簡易に追加、修正、削除等ができ、オンラインで直ちに反映できること。

(2) 広告サイネージ

宇部市広告掲載要綱を遵守した広告とし、次の点に留意すること。

- ① 音声を発する広告は原則不可とする。
- ② 広告主の募集、決定、広告の製作、掲出、広告主との調整等、広告に係る一切の業務を実施すること。
- ③ 広告主及び広告内容については、事前に市の審査を受けることとし、市が適当ではないと判断した場合は、事業者に対し広告主及び広告内容の変更を求めることができる。なお、この場合に生ずる費用は事業者の負担によるものとする。
- ④ 広告の問い合わせ及び苦情等については事業者で対応することとし、広告サイネージに事業者の連絡先を表示すること。

5. 保守管理等

- (1) 事業者はサイネージ及び表示媒体に故障等が発生した場合、速やかに点検、修理対応が行える体制を整えること。
- (2) 事業者は市からの問い合わせに、速やかに対応できる体制を整えること。

6. 費用負担等

- (1) 別紙「配置図」①③④の行事予定サイネージ3枚については、市が購入するものとする。なお、この3枚には以下のプレートを製作・添付すること。
 - ・規格 250mm×30mm 程度のアルミ材等とすること
 - ・文字 文字 15文字程度をレーザー又は機械彫刻すること
(刻印する文字及び添付場所は市と協議の上、決定すること。)
- (2) 前項の行事予定サイネージの購入費とその電気料金及び撤去に係る費用を除き、サイネージ及び表示媒体の製作、設置、電気料金、通信費、その他維持管理費、移設及び撤去等に要する一切の費用は事業者の負担とする。なお、電気料金は事業者が製品カタログ等により申告する消費電力量を基に算出するものとし、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うものとする。
- (3) 民間事業者等の広告で得られる広告料の一部を市に納入すること。
- (4) 行政財産使用料は免除する。(事業者は、「行政財産使用許可申請書」及び「行政財産使用料減免等申請書」を市に提出すること。)

7. その他

- (1) 事業者は契約締結後、サイネージ及び表示媒体の仕様、施工方法等について、改めて市と協議し、市の承諾を得た上で設置を行うこと。
- (2) サイネージを設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、又は担保に供しては

ならない。

- (3) 事業者は契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお市が必要性を認めない場合はその限りではない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市と事業者が協議の上決定するものとする。